政　令

平成二十四年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月二十六日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百六十四号

平成二十四年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令

内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十四年度予算に係る財政法第十七条各項に規定する歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の送付期限は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、平成二十三年九月三十日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　直人

東日本大震災の被害者の特許法第十七条の三の規定による願書に添付した要約書の補正等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月二十六日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百六十五号

東日本大震災の被害者の特許法第十七条の三の規定による願書に添付した要約書の補正等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の権利利益であって次に掲げるものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の政令で定める日は、平成二十四年三月三十一日とする。

一　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第十七条の三又は第百八十四条の十二第三項の規定により願書に添付した要約書の補正をすることができること。

二　特許法第三十条第一項から第三項までの規定により特許出願に係る発明について同法第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかったものとみなして同条第一項及び第二項の規定の適用を受けること。

三　特許法第三十条第四項の規定により特許出願に係る発明が同条第一項又は第三項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面の提出をすることができること。

四　特許法第三十六条の二第二項の規定により外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文の提出をすることができること。

五　特許法第四十一条第一項の規定により優先権の主張をすることができること。

六　特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第四十三条第二項に規定する書類の提出をすることができること。

七　特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第四十三条第五項に規定する書面の提出をすることができること。

八　特許法第四十四条第一項の規定により特許出願の分割をすることができること。

九　特許法第四十六条第一項の規定により実用新案登録出願の特許出願への変更をすることができること。

十　特許法第四十六条第二項の規定により意匠登録出願の特許出願への変更をすることができること。

十一　特許法第四十六条の二第一項の規定により自己の実用新案登録に基づく特許出願をすることができること。

十二　特許法第四十八条の三第一項又は第二項の規定により出願審査の請求をすることができること。

十三　特許法第六十七条第二項の規定により特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができること。

十四　特許法第六十七条の二の二第一項の規定により同項に規定する書面の提出をすることができること。

十五　特許法第百十一条第一項の規定により既納の特許料の返還の請求をすることができること。

十六　特許法第百十二条の二第一項の規定により特許料及び割増特許料の追納をすることができること。

十七　特許法第百二十一条第一項の規定により拒絶査定不服審判の請求をすることができること。

十八　特許法第百二十六条第二項ただし書の規定により特許無効審判が特許庁に係属した場合であっても訂正審判の請求をすることができること。

十九　特許法第百三十四条の三第一項の規定により願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間の指定の申立てをすることができること。

二十　特許法第百七十一条第一項又は第百七十二条第一項の規定により再審の請求をすることができること。

二十一　特許法第百八十四条の四第一項、第二項又は第四項の規定により外国語でされた国際特許出願の日本語による翻訳文の提出をすることができること。

二十二　特許法第百八十四条の七第一項の規定により同項に規定する補正書の写しの提出をすることができること。

二十三　特許法第百八十四条の八第一項の規定により同項に規定する補正書の写し又は当該補正書の日本語による翻訳文の提出をすることができること。

二十四　特許法第百九十五条第九項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料の返還の請求をすることができること。

二十五　特許法第百九十五条第十一項の規定により過誤納の手数料の返還の請求をすることができること。

二十六　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第二条の二第一項の規定により願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面又は要約書の補正をすることができること。

二十七　実用新案法第八条第一項の規定により優先権の主張をすることができること。

二十八　実用新案法第十条第一項の規定により特許出願の実用新案登録出願への変更をすることができること。

二十九　実用新案法第十条第二項の規定により意匠登録出願の実用新案登録出願への変更をすることができること。

三十　実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第三十条第一項から第三項までの規定により実用新案登録出願に係る考案について実用新案法第三条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかったものとみなして同条第一項及び第二項の規定の適用を受けること。

三十一　実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第三十条第四項の規定により実用新案登録出願に係る考案が実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けることができる考案であることを証明する書面の提出をすることができること。

三十二　実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条第二項（実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条第五項（実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条第五項に規定する書面の提出をすることができること。